

第1回 八戸市公契約制度研究会議 会議録

日 時：平成30年7月23日（月）13:30～15:30

会 場：八戸市庁本館3階 議会第一委員会室

出席委員：6名

奈良座長、石橋委員、佐々木委員、下館委員、鈴木委員、吉田委員

事務局：

岩田財政部長、秋山財政部次長兼財政課長、大坪契約検査課長、谷崎工事契約GL
三浦主査

次 第：

- 1 開会
- 2 挨拶
- 3 座長の選出
- 4 資料説明
 - (1) 八戸市公契約制度研究会議について
 - (2) 公契約制度について
 - (3) 八戸市の現状について
- 5 意見交換
- 6 その他
- 7 閉会

1 開会

事務局：本日は、お忙しいところ、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。
只今から、第1回八戸市公契約制度研究会議を開催致します。本日は、お手元の
次第に沿って進めさせていただきますので、よろしくお願い致します。

2 挨拶

事務局：続きまして、財政部長岩田よりご挨拶を申し上げます。岩田部長よろしくお願
い致します。

財政部長：それでは会議に先立ちまして、一言、ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様には、日頃より、市政運営につきまして、ご理解とご協力を賜り、
誠にありがとうございます。また、この度は、八戸市公契約制度研究会議の委員
にご就任いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、当市では、これまで、入札・契約制度における公平性、透明性、及び競
争性の向上に向け、一般競争入札の拡充、最低制限価格制度の導入等の制度改革
を実施して参りました。

しかしながら、人口減少や近年の公共事業の減少等を背景に、地域産業の担い手の確保や、いわゆるダンピング受注による下請け業者へのしわ寄せ、労働環境の悪化等が全国的に懸念されているところであります。

こうした状況を踏まえ、国では、働き方改革を推進し、長時間労働の是正や生産性向上に向けた取組を進めているところですが、当市においても公共工事及び公共サービスの品質の向上並びに地域経済の活性化のためには、公契約における労働者の適正な賃金や労働条件の確保が重要であると考え、この度、本研究会議を開催することとしたものであります。

公契約制度は、全国的にも実施している自治体がまだ少ない状況であり、調査・研究に当たっては、当市の地域経済や労働者・事業者の現状等を踏まえながら、慎重に検討していく必要があると考えております。

今後、本研究会議は、来年度の9月末までに6回程度の開催を予定しておりますが、委員の皆様におかれましては、どうぞ忌憚のないご意見やご提案を賜りますようお願い申し上げます。挨拶と致します。

委員及び事務局職員の紹介

事務局：(委員・事務局職員の紹介)

3 座長の選出

事務局：続きまして、本研究会議の進行については、契約検査課長が行うこととなっておりますが、八戸市公契約制度研究会議開催要綱第4条第2項の規定に基づき、契約検査課長は、意見交換に係る円滑な進行を図るため、委員の中から適任と認められる者を座長に指名することが出来るようになっておりますが、この件につきましては、各委員の意見交換を活性化するため指名させていただきたいと思いません。

本研究会議は、公契約に係る業務に従事する者の適正な労働条件の確保という市政に大きな影響がありますことから、地元の学識経験者であり、市の他の附属機関等でも委員を務められております八戸学院大学地域経営学部教授の奈良卓委員に座長をお願いしたいと考えておりますが、皆様、いかがでしょうか。

(異議なしの声)

事務局：それでは奈良委員に座長をお願い致します。座長から、一言ご挨拶をお願い致します。

座長：この度、座長職を仰せつかることになりました、八戸学院大学地域経営学部の奈良と申します。

正直なところ、本研究会議のテーマとなっております公契約については、法律

的・専門的な知識は皆無であり、座長職が務まるかどうか大変不安ではありますが、皆様にご迷惑をおかけしながら、私自身勉強し何とか一年余にわたって座長の職を務めあげたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

事務局 : ありがとうございます。それでは、資料の確認をしていただいた後、説明に入りたいと存じます。

(配付資料の確認)

それでは、資料の説明に入ります。ここからの進行は奈良座長にお願いしたいと思えます。奈良座長よろしくお願い致します。

4 資料説明(1) 八戸市公契約制度研究会議について

座長 : それでは、しばらくの間、座長を務めさせていただきます。本日は午後3時30分頃の終了を予定しておりますので、ご協力の程よろしくお願い致します。

なお、配付されております次第によりますと、本日、委員の皆様は事務局を交えての意見交換が予定されております。これは制度への考え方や各団体の状況等、委員の皆様の忌憚のないご意見を伺うためのものですが、私自身も含め本日始めて制度に触れる方が多いと思えますので、事務局より公契約制度や八戸市の現状について説明があり、その後、意見交換となりますので、それを踏まえて説明のほうを聞いていただければと思えます。よろしくお願い致します。

では、まず、資料1の八戸市公契約制度研究会議について、事務局から説明をお願いします。

(資料に基づき事務局説明)

座長 : 只今、事務局から説明のあった運営方法について、ご意見・ご質問があればお願いします。

特にないようですので、事務局説明のとおりと致します。

4 資料説明(2) 公契約制度について

座長 : 続いて、資料2の公契約制度について事務局から説明をお願いします。

(資料に基づき事務局説明)

座長 : ありがとうございます。只今、事務局から、他都市の状況について、都道府県も含めて簡単にご説明いただきましたが、全国で約50程度の自治体が独自の公契約制度を導入していること、条例、要綱などの形式や労働報酬下限額を設定するもの、そうではなく、発注者・受注者双方の責務を規定する理念型等があるとのことでした。

八戸市独自の公契約制度を仮に作るとなった場合に、このような他都市の状況

を知ることが第一歩であると思うのですが、委員の皆さんからご意見・ご質問があればお願いします。

委員 : 条例と要綱は、どのように違うのでしょうか。

事務局 : 条例は、その法的根拠として義務付けされているもの、要綱はあくまで八戸市内部の規定ですので、その要綱を遵守しない場合であっても、罰則等特段の規定があるわけではありません。

事務局 : 罰則を定めるかどうかは別ですが、法的な拘束力があるのが条例で、要綱は、あくまでも市側の内規のような位置付けとなります。

委員 : これに関連して追加の質問ですが、そうしますと、条例というのは八戸市の場合、市議会で議決して定めるもので、要綱というのは市長の告示のような形でしょうか。

事務局 : 条例についてはその通りです。要綱に関しては、市の内部の決裁で足りるということになります。要綱は、条例と比べると事務的な位置付けとなります。条例の運用については、市長の専決で定める施行規則というものがあります。

委員 : 分かりました。ありがとうございます。

座長 : この要綱と条例の違いに関して、他に何かご意見・ご質問があればお願いします。

委員 : 例えば条例になりますと、罰則等があると思いますが、要綱の場合であっても仮に守られなかった場合、要綱の中に記載しておけば、それは遂行できるという解釈でよろしいでしょうか。

事務局 : 我々が他都市の例を見た中では、要綱で行った場合でも、その契約の中に、労働条項のようなものを盛り込んでおけば、それは条例上の罰則とは異なりますが、そこはお互い守らなければいけない約束ということになります。そういったやり方をしている自治体もあります。

委員 : 分かりました。ありがとうございます。

座長 : 規律上、要綱の中でも罰則をルール化できるということですね。

事務局 : そういうことになります。

座長 : 他に何かご意見・ご質問があればお願いします。

委員 : 今罰則という話がありましたが、下限額設定型のものについては、最低賃金法というものがございしますので、特にその公契約で罰則を設けなくても、適正な法律で裁かれるということがあると思います。

逆にその下限額設定型ではなく理念型にすると、どういってお互いの拘束力が発生するかというと、理念ですから、性善説に立ったような、お互いに守りましょう、守らなかった時のことは特に決めないというような考えで良いのでしょうか。

何を申し上げたいかと言うと、下限額を設けても、受注者側にその条例だけで何か不利益な取り扱いをするということはない、いわゆる別の法令でもって罰則を適用する。そうであれば、事実上それ程の差がないという気がしております。

わざわざその下限額設定型と理念型とを区分けして我々に情報を伝えた意味と、何か意義を、何か違いがあるのであれば教えていただければと思います。

事務局 : 先程、お話がありましたが、最低賃金については、国の法律で定められておりまして、これは守るべき最低限のものであるというのが我々の見解ではあります。それで、他都市の状況を見た結果、見方によっては、最低賃金の一つ上に、独自基準として設定するということになります。その基準についても、その地域独自の基準というのも様々あるようです。例えば、工事で言いますと、その労務単価の85%が良いのか、あるいは90%が良いのかというような話になってきます。

委託の場合は、生活保護基準やその自治体の新採用職員の給与基準を使用する等、明確な基準がないという事で、各自治体でその条例を制定した際での判断という事になろうかと思えます。

座長 : 他に何かご意見・ご質問があればお願いします。

委員 : 先程の〇〇委員と同じような内容ですが、その最低賃金というのは、確かにあるのですが、それよりも上回った金額で下限額というのを設定するという事です。今は738円の金額ですので、月にして10万弱、年収にしても120万、つまり、実態として賃金が200万以内というところがあります。

実際に、賃金や残業代が支払われなかったという相談がありますので、先ほどの下限額というのは、労働力も少なくなっている状況にありますので、最低賃金法に基づく一番下ということではなくて、もう少し高いところで設定出来れば良いのではないかと思います。

そうではありますが、必ずしも設定するというのではなく、働いている人達

が厳しい状況にある中で、最低賃金より高いところに設定していれば働いている方に対して支払う金額も年間を通して見れば違ってくるということを感じておりましたので、付け加えさせていただきました。

委員 : 下限額設定型の設定のところ、19の自治体を実施しているとありますが、これは、最低賃金より高いところに設定されているという事でよろしいでしょうか。

事務局 : そうです。

委員 : どのぐらいというのはわかりますか。

事務局 : 先ほど申し上げた野田市と多摩市の場合ですと設計労務単価の85%と90%となります。工事の場合、85%前後が主となっています。

一方で、委託に関しては、まず業種が非常に多種多様であり、かつ、工事のような統一的な単価がないので、こちらに関してはそれぞれの自治体で決めているというのが状況でございます。

委員 : 契約で決められた金額で、下請けや孫請けにいった際に、ダンピングとは違いますが、どうしても賃金が少ない取り分になっているという現場が実際にありますので、それを上げるというところの最低の基準ということになると思います。

委員 : この労働者の範囲が、受注者または下請者の雇用される者となっているので、85%と決めた場合下請けも同じという理解でよろしいですか。

事務局 : そうです。付け加えますと、この率もいくらにするかの他に、自治体によっては、その対象とする範囲についても決めて行くということになります。

委員 : 一つよろしいですか。私見ですが、他の既に条例化されている自治体では、下限額を設けようと皆さんで議論して、その結果、委員の皆さんの総意が得られればそのようになったところもあるでしょうし、他方、様々な考えがあるので、比率に関して合意が成立しなかったなどの場合は、その理念型に流れるのかなと思います。

要は、理念の部分は一致するが、条例でもってその下限を設定するか否かがまずは一つの議論になるのかと思います。それを受けて、下限を設けろという合意が得られれば、今度はその数値をどのぐらいにするかという意見の集約がかなり進まない、下限まで設けるとするのは難しいのではないかと思います。

最低賃金法による最低賃金は、最低賃金審議会によって設定されるわけですが、当初、ILOの総会で採択されたものでは、公契約は最低賃金以上のものでやられることが望ましいとなっております。しかしながら、ご承知の通り、賃金額の設定というのは、労使の需要と供給のバランス、有効求人倍率の推移や完全失業率の推移等のいわゆる労働市場、自由経済主義の原理原則によって決まってくるので、そこに対して条例という政治的、行政的な規制でもって縛りをかけるのはいかなものかということが安倍総理のお考えではないかと思えます。

以上のことから、下限額を設定するのであれば、労働市場に手を付けるというような覚悟が必要になるのではないかという気がしております。

座長 : 今、〇〇委員のご意見で、ある自治体は下限額まで具体的に設定して、ある自治体は理念型に留まって、その本音のところはいわゆる条件を明確に決めることができなかつた等の背景があるのでしょうか。そのあたり、お分かりになる範囲で教えていただければと思います。

事務局 : すみません、今そこまでは分かりかねます。

事務局 : 只今の件に関連致しますが、自治体によってはこの条例自体、否決されているところもあります。〇〇委員がおっしゃったとおり、当初、下限額設定型の条例を上程したが、様々な団体の理解がないとなかなか難しく、結果として、一度、下限額設定型の条例が否決され、再度、理念型の条例を提出し、そちらは可決されたという経緯がある自治体もございます。

今お話がありました、労働市場に手を付けるというのはその通りですが、全く何もしないということではなく、条例が否決され、それを受けて、何かしらの改善をしたいという事で、理念型の条例を制定したという自治体は存じ上げております。

委員 : この公契約について、我々業界の立場から申し上げますと、理念型でやっていくということになると思います。それは一般競争入札がどんどん進んできておりまして、当然自由競争の論理が働いております。その結果、何%で落札するかというのは、自由競争の範囲内でやっているわけでありまして、また、発注者の設定した範囲内で落札が決定します。

その現実の中で、労務単価の影響よりも、その全体の落札額で、業者が経営を賄っていく、また、外部の下請業者と契約して工事を遂行していくという格好になっております。

加えて、落札した元請業者等は、三省の労務費調査というものがございまして、これは賃金台帳、保険の未加入チェック等、全て受けておりまして、それに虚偽

の申請があればペナルティを受けることになっています。

それから契約についても、これも全て、注文書、契約書等が、その内容通り支払われているかどうか、県の監理課のほうからチェックを受けております。通帳も提出しております、実際に契約どおりの金額が下請業者や材料業者に支払われているかのチェックを受けています。こちらについても、仮に、虚偽の申請があれば、指名停止等のペナルティを科せられることとなります。

そういう意味で、私は下限を設けて、どの基準でやるのかというのは、発注者も多分できないと思いますし、そうであれば、自由競争の中で入札を行っておりますので業者の良識に任せるといのもあるのではないかと思います。

また、品確法という法律がありまして、品質管理や雇用、福利厚生を充実させようということになっておりまして、それに則って発注者とも意見交換して、落札率のアップをお願いし、またそこのご理解を得ながらここに至っているわけですので、やはり理念型ということで、現状も将来もいくのかなと、またいくべきだろうと思います。

委員 : この労働者の賃金ということについては、今、市でも県でも実際の発注は、賃金いくら、材料いくらではなく材工共ということを出てくるのがほとんどです。もちろん、公共の単価を元にしたので、正しいのだと思うのですが、元請けが予定価格の何%かで落札し、それを今度は、例えばその 50% で下請けに発注した場合には、その点でもうその数字が既に崩れてくるわけです。そうすると、例えば元請けが、50 の中でも工賃が決められている中の 80% ですと。そうすると材料が 10% ぐらいにしかならないかもしれない。これ、材料のほうが多ければ工賃が当然詰められるということになります。

実際の積算は労務単価によって正しくなっているのですが、その辺がなかなか見えにくい、その材工ということですね。これは県でも市でもそうですが、公共工事においても民間でもそういうのがもちろんありますけども、なかなかそういう点で元請けから下請けに行く場合に、賃金や材料が確保されているのか見えにくい状況です。

下請けはその額で仕事をせざるを得ない状況にありますので、〇〇委員とも関連してきますが、元請けと下請けの契約をしっかりとやらないと、元請け下請けの関係での確実な部分が出てこないだろうと思います。

委員 : 今低入札があった場合でも、発注者のほうで吟味して、我々業者が審査されるわけです。下請けの契約等も含めて資料を提出して、その結果、施工可能だということになります。そこには、色々な考え方が出てきますけれども、元請けとすれば、そこで責任持つということを発注者と約束してスタートすることになります。その中で、トラブルというの、今まで起きてもおりません。

先程申し上げたその品確法の趣旨で言えば、下請けをいじめて、安く請け負わして、品質の低下を招くとか、そういうことがあってはならないとあります。それは我々元請けが、非常に常に心掛けていますし、発注者のほうからも、非常に厳しく指示・管理されているところです。

委員 : 今の話と離れるかもしれませんが、我々組合員、個人の集まりですが、300余りの組合員がいるわけです。それで、何%が公共工事に従事して、そしてまた民間工事に何%が従事しているか、それは分かりませんが、いずれもこのような公契約を設けることによって、ひいては民間工事も含めて、多少なりとも波及してくるだろうと思っはいます。それが設けることよっての全体に対するメリットにもなるのではないかなとは思ひます。

委員 : この会議の趣旨は、簡単に言うたダンピング契約をいかに防止するかということだと思ひます。いわゆる、他社が出来ないような低い価格で契約をして、仕事を取って、挙げ句の果てには最低賃金、あるいは最低賃金にも満たないような賃金しか支払わないで、企業だけが潤って、そこの労働者が虐げられるというものをいかに防ぐかっていうことが趣旨だと思ひます。

現在、特に建設業界は賃上げの上昇に対する圧力が強く、さほど心配しなくても安い労賃しか支払わないところには人が集まりませんので、現在はそういう所はないと思ひます。

一方、過去のことを思い出していただきたいのですが、政権交代時、箱物行政がかなり否定されて、公共工事がかなり減少した際、廃業に迫り込まれた建設業者、零細企業等はそういう状態になったという時に、ダンピング受注というのはいくらかあったというように聞いております。それは経済の動向によって変わってくるので、今はそんな心配しなくてもダンピングする業者はいないでしょうが、やはりいつどうなるか分かりません。

特に今後、2年後に東京オリンピックが開催されるわけですが、40年前の東京オリンピックの翌年は相当な不景気になって、地方から出稼ぎに行った労働者がだいぶ地方に戻ってきたというような記録がありますので、今回もそうなるかどうか分かりませんが、やはり、最低限のものは行政側として用意するべきものは用意しなければならないという気はしてあります。

ただ一方で、その最低賃金を上回るような労賃設定をするということになると、本当はもう少し安くできた工事なのに、若干高めに工事を発注せざるを得ないと。工事の発注者は八戸市ですので、この制度があることよって高めに発注をして、市民の税金を上げるという、そういうことにもなりかねませんので、そのバランス感覚というのがかなり重要になるのかなと思ひます。

要は何が言いたいかというた、その辺も考えながら議論していかないと、どち

らかのスタンスだけに立って物を考えても、なかなか話し合いがまとまらない、あちらが立てばこちらが立たないというような状況があるということを、私の意見として言いたかったです。以上です。

委員 : 一つ、今の話についてですが、まず、発注者の設計というのは適正になされているわけですから、我々とすれば、それに対して一般競争の制度に基づいて、各業者が入札参加いたします。参加した業者の中で、また適正な競争がなされている状況ですので、自由競争の論理からいけば、全く今の状況というのは、税金の無駄遣いとはならないと私は思っております。

むしろ、その競争が、過激な競争になってくるということがあれば、どうなのかということはあると思いますが、落札率を見れば、今がその辺の限界のところじゃないかと思っております。そういう面では、税金を上乗せするとか、また税金まで考えて入札参加するというのは今のところはありません。

委員 : これはもう往々にして言われてきているのですが、近年、職人不足が急激に表れています。私共の組合も今から 25 年、もしくは 30 年前には 1,200 名以上の組合員がおりましたが、今は、300 名程と本当に少なくなっております。

したがって、賃金においては、当然これはもう上がってくるだろうとは思っております。その中において、元請けから厳しい単価でということになれば、職人を集められないということにも繋がりますし、市発注の工事においても、秋口になってくると、各物件が一斉に動くものですから、その分野の、例えば左官工事にしても大工工事にしても、そっちにいないか、こっちにいないかというような感じになります。

結果的に、実際にはなかなか難しいとは思いますが、賃金一つ取れば、上昇の時であるとは思いますが、なり手が皆無というような状況ですので、それを仮に奪い合うとなれば、賃金でということになると思います。そういう意味では、職人の単価なりを上げる時でもあるとは思いますがね。

委員 : この研究会の設置目的にあります。先程から話が出ておりますが、以前の政権の時に、コンクリートから人へということで、公共工事が減少した時から、公共工事の制約論がまん延しまして、それがひいては過当競争や建設業からの離職者の増加に繋がったと言われております。それが今は人手不足で、働き方改革で呼び戻そうとしても、なかなか難しい状況にあります。

そうすれば、今〇〇委員がおっしゃったように、労務単価はどんどん上がってきておりますし、また、キャリア制度で職人単価も上がってきておりますので、そこを我々は今、どう雇用して会社を運営していくか、またその一般競争入札にどのように対応していくかという、そのバランスの取り方を今後考えていかな

ければならないと思っております。

4 資料説明（3）八戸市の現状について

座長 : ありがとうございます。

今、資料2に基づいて質疑、意見交換を行っているところですが、他に何かご意見・ご質問があればお願いします。それでは、今のやり取りの中にも若干出てきておりましたが、資料3の八戸市の現状について、事務局から説明をお願いします。

(資料に基づき事務局説明)

座長 : ありがとうございます。

只今、事務局から説明があった八戸市の現状について、何かご意見・ご質問があればお願いします。

委員 : 教えていただきたいのですが、この公共工事の中で、いわゆる建設業関係の賃金データは示されているのですが、公契約制度だといわゆる指定管理者制度等も入ってくると思います。その指定管理者制度というのは、八戸市でどのくらい数があるのか、どういった事業が多いのか、公共工事と比較してどのくらいの比率があるのか、教えていただきたいです。

事務局 : 今分かる範囲での回答になりますが、指定管理者が公募と非公募の2つがあるのですが、施設の性質によって公募したほうが良いもの、あるいは直接お願いしたほうが良いものということになりまして、平成30年4月1日現在、公募が28件の118施設、これは1件の中で複数の施設をお願いする場合があるからこういう表現になっているかと思います。また、非公募が、17件の20施設。トータルで45件138施設となります。

委員 : どのようなものが多いのですか。

事務局 : この辺ですと、役所の近くにある公会堂とか公民館等、それから観光施設だとマリエントが指定管理になっております。それから新井田のスケートリンクや、体育館などです。

委員 : そうすると、八戸市が所有する施設で、運営をお願いしているという、そういう考え方で宜しいですね。

事務局 : そうです。それで、非公募というのは、公に募って実施するのは性質上そぐわ

ないような、地域の公民館や集会所等そういうものだと思います。

委員 : はい、分かりました。

座長 : 労務単価の過去3年間の推移ですが、近年、市内でも大型公共工事が行われていて、なおかつ、先程やり取りがあったような人手不足で労務単価が上がっている一方、今〇〇委員が伺っていたように、コンクリートから人へという公共事業を減らす方針が打ち出された際には、おそらく労務単価が落ちているのだと思いますが、近年の値は、過去のどの辺りの時点のものに近いでしょうか。

つまり、労務単価が過去に落ちて今現在回復している中で、それは過去最高なのか、あるいは過去の最高値に近づいているのか、その辺り、細かい質問で恐縮ですがお願いします。

委員 : 少ないです。低いです。

座長 : 過去にはもっと高かった時代があるということですか。

委員 : バブルの時代はもう少し高かった時代があったような気がします。

委員 : 普通作業員で、18,000円ぐらいありました。それからすれば、今現在もそこまでは届いてないですね。これは、一度下げたのはすぐには上げられないのだと思います。我々もそこは非常に苦しいところです。業界として要望はしております。

座長 : 分かりました。ありがとうございます。

他に何かご意見・ご質問があればお願いします。

委員 : 度々で恐縮ですが、指定管理者における受注金額の中で、労務費というものは役所のほうでは把握しているのでしょうか。

事務局 : この施設に指定管理者をお願いしようと決めた時に、いくらぐらいの経費で請け負っていただけるのかということ、まず市のほうで設定額ということで積算します。その際、光熱水費もかかるでしょうし、人件費もかかるでしょうということで、人件費については市で今までかかっていたものとか、あるいは市で臨時職員を雇ってこれを運営した場合とか、そういった、もちろん最低賃金は上回りますが、一般的な事務職員の経費というものを、1日いくらとかで見て、かける人工でやるというような形で積算しております。

各々の施設によって少し違いはありますが、不当に安いわけでもなく、今まで

以上に高くなっているわけでもないということになります。一概に言えないので、一日いくらとかそういう形ではお示し出来ませんが、ご理解いただければと思います。その中で応募いただいて、設定額の範囲内で安く取る方が請け負って、その金額内で運営することになります。

また先程の補足ですが、指定管理となった時に利用料金制度とか、その請負った方々の裁量で事業を行って収入を得ていただくということも可能ですので、そのようなのも含めて受注される方々は、算段した上で申し込むというような流れになっております。

委員 : そうすると、入札段階では一応最低価格と言いますか、その人件費などを一応チェックはして、これ以上下回ることはないだろうというものは把握しているということですかね。

事務局 : 総額で見ているので、その内訳までは多分見切れていないということになります。

委員 : 見切れないでしょうね。

事務局 : 今の工事と似た構図でして、お願いした後、いくら支払われているのか等の、細かい内訳までは最終チェックはしていないというような格好になります。したがって、こういう制度が必要なのかどうかというところもあって、今委員の方々にご審議いただきたいなと思っているところでございます。

委員 : 公共事業、いわゆる建設業は指名されるためにはきちんと社会保険に加入しないと排除されるという制度が、もう既に何年も前からスタートしておりますので、労務費については、そんなに乱暴なことを建設業者は既に出来ないことになっております。

しかしながら、建設業ではない業種については、制約は労働関係の法律だけですし、労働基準監督官の数も足りないので、全ての事業所を取り締まることが難しいのが現状です。これは指定管理者に限ったことではなく、世間一般の企業の話ですが、まだまだ社会保険に未加入である企業さんもちらほら見受けられるので、最低でもその指定管理者制度に名乗り出てきたところは、各種労働関係、保険関係の法令には従って、適切に加入しているという状況であれば、それ程、労務費については心配がいらぬのではないかと思います。いわゆる、保険に加入するためには、適正な価格の人件費が支払われていない場合、いびつな保険加入になってしまいます。

事務局 : この条件では、最低限のその労基遵守については謳われておりますので、そういったものについて疎かにしているところは、選考段階で落とされてしまうと思います。

委員 : 分かりました。ありがとうございます。

委員 : 各地、視察に行かれていますようでございますが、この公契約の制度導入しているところで、導入してこういうところが変わったとか、こういうデメリットが出ていたとか、その辺もしあれば少し教えていただければと思います。良かった点とか、その辺、聞いてきた範囲でお願いします。

事務局 : 多摩市のほうに行かせていただいたのですが、下限額を設定するにあたって、工事のほうは、例えば、設計労務単価の何%というような形で公契約審議会の中で審議されて決まったとなっているのですが、委託のほうは、多様な業務委託があり、工事のような基準があるわけではなくて、個々にその市場の状況等を把握した上で適正な下限額を設定する必要がありますし、その設定する上での調査や調整について、事業者との合意形成は、かなり苦勞されたと聞いております。

実際に条例に違反した例はあるのかと聞くと、どこも実際に違反した例はないということではあったのですが、やはりその賃金台帳等をチェックするということになると、それだけ事務量が余計にかかりますし、事業者側もその報告書等を出さないといけないということになれば、負担になる部分もあるので、賃金台帳の確認方法等を工夫している自治体でございました。

多摩市の場合、そのように違反した例はないとの事でしたが、やはり、工事と委託や指定管理でそれぞれ考え方が違う中で、審議会では当初、生活保護基準を一つの基準にしておりましたが、その生活保護基準を最低賃金のほうが上回ったちょうど狭間の時に作った感じになったので、結果として、作った時は、最低賃金のほうが生活保護基準より下でしたが、作って数年すると最低賃金が上がり生活保護基準を上回ることとなったので、そこをどのように考えるかを審議会のほうでいろいろ検討した上で下限額を設定しておりました。

決め方からすると、野田市は行政のトップダウンのような形で下限額を決めているのですが、多摩市はこのような会議の場でいろいろ意見を聞き合って決めており素晴らしいなと思ったのですが、その反面、決まるまでの検討時間になかなか労力が使われているのだなというのは感じました。

それから事務方のほうについてですが、多摩市の場合は、職員を増やすまではいかなかったようですが、野田市のほうは、事務局の職員を1人増やして対応しないと、工事の契約が数多くあり、全てチェックしきれないという事で、設計金額いくら以上の契約を公契約として調査対象とする例もございました。

やはり、その事業者アンケート等も行っており、事業者の皆さんに公契約制度を導入したことによる影響等に関するアンケート調査も行っているようで、労働者側からすると、いわゆるセーフティネットのようなものを最低賃金より少し上に引くことで、働く意欲が出たとか、安心して働けるようになった等のプラスの意見もありますが、事業者側からすると、そもそも事業者の経営が成り立つことが前提になるので、経営が厳しくなるとやはり厳しい面もあるという話もございます。

また指定管理や業務委託のほうで、実際その賃金単価が上がり効果もあったという話は聞いておりますので、各自治体によって、その自治体の契約を取り巻く環境とか、その事業者の皆さんの状況によって、効果は色々だと思っておりますが、やはりメリットとデメリットはそれぞれあるのだというのは感じてきています。

座長 : ありがとうございます。

はい。他に何かご意見・ご質問があればお願いします。

委員 : この公契約を読んでいくと、なぜ以前から無かったのかという面もありますし、頭や言葉では理解しておりましたが、それを文書にしたのがこの公契約であると思えます。それ程、不思議なこととか、難しいこととか書いているわけじゃなくて、割と当たり前な部分を文章にして条例にしているということだと思えますので、以前からあっても良かったと思えます。

しかしながら、全国の自治体がそういう風潮というかそういう流れになっているのは事実な訳ですから、やはり作るべきものは市としても作るべき時であると思えますし、それ程、難しいことが記載されているわけではないと思えますので、是非、こういう機会にしっかりとしたものを作らなければならないとは思っています。もちろん、八戸市に合った条例ということを考えていかなければならないということだと思えます。

委員 : 先程の指定管理者の件で、ある程度積み上げて、市のほうで設定額を決めているようですが、現況はだいたいその何%くらいで指定管理者というのは決まっているのですか。

事務局 : いわゆる、市が設定した価格に対しての応札額というのは、平均を取ったことはありませんが、かなり高い、ほぼそれに近い数字ではないかと思えます。複数の業者が、工事のように競り合って競争がかなり働いてということのほうがまれだと思います。だいたい、似たような業種をやっている方が請け負うケースが多いので、市が直営でやるよりは安く、また民間のノウハウを利用できるというメリットはありますが、著しくそれによって管理費が安くなるとか、そういったことは言い難いかも知れません。

委員 : それは金額だけではなく、例えばこういうふうに我々は管理する等の意見も聞くわけですね。

事務局 : そういった点もございます。

委員 : それが非常に管理する上において素晴らしいとなれば、市役所の設定した額より高くても指定管理者になる場合もあるのですか。市が仮に1億円としていたが、1億2千万出してもここに頼んだほうが良かったというようなケースはあるのですか。そういうケースがあっても良いのではないかと思います。

事務局 : 理想的な考え方ではあるとは思いますが、現状は市で設定した価格の範囲内で金額を提示し、なおかつアイデアも提示し、市民に対してこんなサービスがあってこの価格でというご提案をいただいて、範囲内で一番良い提案をいただいた方をお願いをするということになります。

委員 : それは安い業者という事ですか。

事務局 : 価格だけという事ではありませんが、その枠は予定価格の範囲内でお願いしております。

委員 : 分かりました。

委員 : 審査会があり、そこで審査員が点数をつけて、審査・決定ですので、財政面と様々な事業をどのようにしていくとか、雇用をどうするかとか、そのような質問をして、それでトータル的に審査員が点数をつけて決定するということですね。

事務局 : 飛び抜けた良い提案があって、予算を上回っても良いというのがあれば、その時はもう一度原点に立ち返る必要があるかも知れませんが、現状は予算の範囲内で最高の価格とアイデアのバランスが取れた提案を採用しているかと思います。

委員 : 現在、一般競争入札の中でも、総合評価落札方式というものが増えてきて技術提案をするのですが、その比重が大きい物件もあります。そこをやはり業者は切磋琢磨しております、我々とすれば支持しております。

今聞いた趣旨は、その辺が、今後、市当局のほうで、一般の物件にも繋げていけるのかなということもあって質問いたしました。まあ、そうなるであろうという感触を得ました。ありがとうございました。

5 意見交換

座長 : その他、資料3について何かご意見・ご質問があればお願いします。

無いようですので、ここから意見交換に入らせていただくこととなります。既にかなり意見が出されておりますが、事務局より意見交換の趣旨等について簡単に説明をお願い致します。

事務局 : 意見交換は、各団体の現状、公契約制度に対する考え方など、委員の皆様の忌憚のないご意見をいただき、2回目以降の資料等の参考とするためのものです。

委員就任依頼の際にもお話させていただいておりますが、本研究会議はいわゆる附属機関ではないことから、意見をまとめそれを市長へ答申するといったようなことはございません。しかしながら、仮に何らかの制度案を導入するといった方向性が示された場合、委員の皆様からのご意見が重要となりますので、ご協力の程、よろしく願いいたします。

座長 : ここから残りが時間少ないですが、意見交換に入らせていただきます。

既に、公契約制度のあり方について、制度自体は必要であっても、例えば過度に賃金の下限額設定型のような細かく条件を付けて、もし制度を設けるのであれば、それは自由競争市場原理の阻害になってしまうのではないかという意見、そして、過度に賃金等の条件等を手厚くすれば、それは資材の値切りや財政を圧迫し市民の負担に繋がるのではないかという意見が出されたと私自身認識しておりますが、残り時間あまり多くはないのですが、何かご意見・ご質問があればお願いします。

委員 : この公契約制度が先程〇〇委員のほうから、前からあってもおかしくなかったような、当たり前のことが書いてあるという意見がありました。まさにそのとおりだと思います。当然こういうものは、市の財政を出動してやる以上、そのお金が労務費を無視したようなダンピング価格で流れて、不正に使用されるということはあるはずですので、きちっとした制度を設けるということはお当たり前だと思います。

それについて、今後見込まれる指定管理者制度の中で、今建設中の屋内スケートリンクですが、これは確か県で建設するが、運営はその後八戸市にやってもらうということになっていたかと思うのですが、そうなると、スケートリンク場の運営、経営をどなたかの業者さんに委託するということになると思うのですが、そういうことを考えると、かなり大きなスケートリンク、大きな事業になりますので、やはりこういう公契約制度があつて、きちんと適正な価格で皆さん運営をしていってくださいという、一つの指針にはなるかと思えます。

国が動かないというのも不思議な話だと思いますが、是非、国が動かなくても、

やはり各自治体で集めたその市民の税金でございまして、それが適正に使用されるためにもこういう制度が必要なのではないかと考えています。

委員 : 今県内の自治体で、この公契約に向けて、動いているところはありますか。

事務局 : こちらが把握してある限りでは、どこの自治体もないです。

委員 : そうですね。以前、勉強会もありましたし、私共の上部団体で、全国的な組織で全建総連というものがあるのですが、何年も前からこの件が出ておまして、野田市が初めて早い段階で動いた後、なかなか全国の自治体が動かない状況が続いた中、これだけの数になったのはここ1、2年だと思えます。自治体そのものが乗り気にならないというか、条例に向けた取組が見られなかったのですが、ここ数年大分多くなったと驚いておりました。

県内でも多分八戸が初めてだと思っておりますので、是非、県内初めての条例を八戸市でできればと思っております。

委員 : 意見という事では無いのですが、やはり今〇〇委員もお話したように、私共の方でも、10年程前から、この公契約に関しての取組を実は行っています。やはり、一番には労働条件の低下、賃金や格差是正等の問題のところまで掘りしっていくと、この公契約というものがあるのだと思えます。そういうところから不正受注や、ダンピング等もあるという事で、是正していくというか、今のような話に繋がっていくのだと思えます。

しかしながら、まだまだ小さい企業・団体のところが、まだそういう部分が多いというのが実態で、先程の保険の話とも関連致しますが、いわゆる労災隠しがあつて、怪我をしたのですがどうしたら良いかというような相談が未だにあります。そういったところが労働者に行き届くかというのは、在り方は様々だと思えますが、やはり今みたいな条例を制定することによって、歯止めにはなるのではないかと思います。

資料では、東北のほうでは岩手とかもありますし、是非、八戸から青森市、そして県の条例というように進んでいくと思えますし、大変有意義な事だと思えますので、これが継続して議論されていくことを望みます。

座長 : 今〇〇委員がおっしゃってくださったとおり、働く労働者の立場に立って考えた場合に、やはり公契約制度のような芯となるものが必要であろうと思えます。一方で、先ほど〇〇委員がおっしゃったように、やはり財政の制約も考えていかなければいけないと思えます。

また〇〇委員のほうから、先ほど、他都市の公契約制度を導入した際のメリッ

ト・デメリットについて質問があったと思うのですが、この公契約制度を導入している自治体の多くは首都圏にあり財政的に潤っているところが多いのではないかと感じております。その中においても、例えば下限額設定型でいえば高知市、理念型でいえば秋田市や花巻市等の、八戸市と財政状況が大きく変わらないと思われる自治体でも導入している例が見られますので、八戸でどんな形で公契約条例をやるかあるいはやらないかというのは、多摩市のような豊かな自治体というよりは、八戸市と財政状況の近い自治体の方が参考になるのではないかという気が私は致します。

これはあくまで座長の勝手な希望ですが、その辺り、次の会議で出てくればと思います。

座長 : それでは、最後になりますが、全体を通してのご意見や、言い忘れたご質問・ご意見等あればご発言いただきたいと思います。

委員 : 話が少し戻るのですが、資料1の中で今後のスケジュールの中に研修会等の実施というのがあるのですが、これはどういう内容を予定しているのですか。

事務局 : 詳細は決めておりませんが、公契約制度を仮に導入するとなった場合、労働者側、事業者側、それぞれの理解が大前提として必要になってきますので、そういった理解を深めていただくことや導入する場合の機運の醸成等を目的に、外部から有識者の方をお呼びして研修会というのを考えてはおります。時期、人選等については今のところ未定でございます。

委員 : はい。分かりました。

6 その他

座長 : それでは、そのほかご質問ございませんか。

それでは、ご意見・ご質問等ないようですので、以上で本日終了となりますが、事務局から何かあればお願いします。

事務局 : それでは事務局から次回の会議の日程についてご案内致します。

今回は、10月15日、月曜日の午後1時30分から、場所は、本日と同じこちらの議会第一委員会室を予定しております。開催日時が近づきましたら、改めましてご案内させていただきますので、よろしくお願い致します。

座長 : それでは、事務局は本日出された質問、及び、意見交換での内容を踏まえ、次回の研究会議に向けて、資料の作成等をお願いします。また、委員の皆様におか

れましては、次回の会議開催までに、本日の資料の確認、及び、所属団体での報告等お願いできればと思います。

他になければこれで終了し、司会の方へ進行をお返ししたいと思います。

事務局 : ありがとうございました。それでは、以上をもちまして、第1回八戸市公契約制度研究会議を終了させていただきます。本日は、長時間にわたり大変ありがとうございました。